

中川事務所新聞

第32号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【セミナーへのお誘い】

姫路で経営に関する実務セミナーをします。周辺の方は是非お越しください。

テーマ：企業経営指南

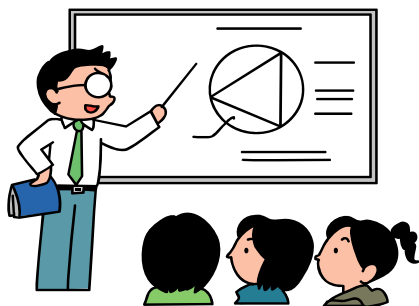
日時：平成18年2月11日(土)

13：30～16：00

場所：姫路商工会議所

受講料：3,000円

申込先：0792-43-1231(中川事務所)



【2005年分の税制改正のポイント】

確定申告の時期がやってまいりましたが、国税庁から発表されている今年の改正ポイントは次の通りです。

- ①青色申告特別控除が55万円から65万円に拡大された。
- ②65歳以上の方に対する公的年金控除の上乗せが廃止された。
- ③65歳以上、所得1000万円以下の方に対する老年者控除50万円が廃止された。
- ④国民年金保険料控除を受けるためには、証明書の添付が義務付けられた。

間違いのないようお気を付け下さい。

【法人の皆様へ】

5月施行予定の会社法に備えて色々対応を考える必要があります。まず有限会社はそのまま継続するのか、株式会社に変更するのかを決めなければなりません。

また、全社において定款の書替が必要とされるかもしれませんが、これについては私どもから皆様個別に新定款(案)を提示できるよう現在準備中です。

その他決算書の様式が変わったりもしますが、分からない点は随時私どもにお問い合わせ下さい。



知ってお得！？法律雑学

Q. 「時効」って何ですか？

⇒2年

A. 時効には2種類有り、時の経過と共に権利を取得する「取得時効」と、権利が無くなる「消滅時効」です。消滅時効は内容によって年限が細かく規定されていますが、主なものを列挙すると次の通りです。

- 工事の設計、施工または監理業⇒3年
- 商品・サービスの販売代金

○給料⇒1年

○飲食店の飲食代金等⇒1年

○裁判で確定した権利⇒10年

○国税・地方税⇒5年

○社会保険・国民健康保険料⇒2年

○一般の債権⇒10年

代金を請求する側は請求する権利を失わないように、請求される側は支払う必要の無いものまで支払ってしまわないように、法律を上手く活用しましょう。また、時効に関する俗説にも要注意です。

時効に関する法律上の格言、「法の上に眠るものは保護に値せず」



経営談義

【計数管理のケーススタディ】

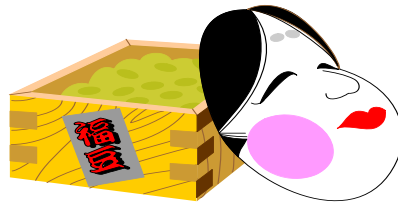
計数管理の具体的な方法を飲食店を例にして説明します。

どの業態であっても、まずは管理すべき数値を明らかにする必要があります。飲食店でのその数値は、原価率、月次損益、設備投資計画といったところです。

1. 原価率

これは最重要関心事であり、リアルタイムで把握する仕組みが必要です。具体的にはエクセル等でレジ(レシート)集計を行い、そこへ納品書を基に食材費を加えるだけです。これで毎日の原価率の推移をリアルタイムに把握できるようになります。ここで必要なのは、出てきた数値と現場の経験・勘との突合せです。こ

の突合せ作業を繰り返すことによって、経験や勘を有効に経営に生かすことができます。



2. 月次損益

通常の会計処理ですが、ほとんどの場合外部委託だと思われれます。ここで把握すべきは一般経費いわゆる固定費の動向です。特に人件費と家賃の構成比に要注意です。

この延長線上に決算がありますが、1度でも年間決算を経ると各種比率を把握できるようになり、先の原価率と合わせて売上だけから容易に最終利益を予測できます。

次に季節指数の把握をしま

す。月毎の売上変動を数値で予め把握しておくこと、目先の変動に一喜一憂しなくて済み、落ち着いた経営ができるようになります。

3. 設備投資計画

飲食店の設備投資計画といえば、店舗改装あるいは2号店出店です。その際、一番の問題は人材と資金調達です。人材に関しては計数管理とは違うテーマなのでここでは触れませんが、資金調達計画は中長期的な対策が求められ、上記1・2の積み重ねで外部に対する説明能力を高めていくことが必要です。

現場での頑張りとは計数管理は両輪のように必要なものです。偏らないようにしましょう。



十二月のETCの請求書を見てビックリ。一ヶ月間に六十六回も料金を通過していました。基本はバイクなので車に乗る回数は少ないはずなのですが、結構走り回っているものです。先月は首と肩の凝りが度を越して熱を出してしまいました。二日ほど余分に睡眠を取り、事務所備付のマシンで運動を繰り返したら、あっさり直りました。やはり運動不足はダメですね。

二月といえばバレンタインですね。私は安物のミルクチョコレートが好きです。女性の皆様、どうぞよろしく。

あとがき

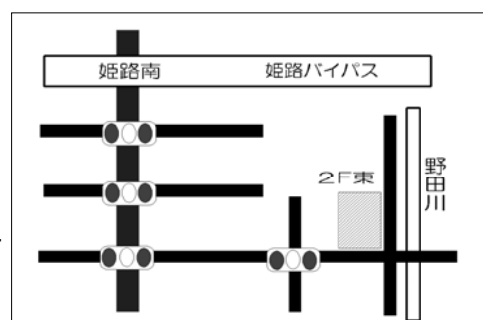
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 0792-43-1231

FAX 0792-43-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp